



2026年 6月 5日

各 位

会社名 ReYuu Japan株式会社
 代表者名 代表取締役社長 CEO 重富 崇史
 (東証スタンダード: 9425)
 問合せ先 執行役員 企画管理部長 武本 遼祐
 電話番号 03-6230-9388
 U R L <https://www.reyuu-japan.com/>

第三者割当による転換価額修正条項付新株予約権付社債の発行 及び第三者割当による新株予約権の発行に係る払込完了に関するお知らせ

当社は、2026年5月20日開催の当社取締役会において決議した、第三者割当（以下、「本第三者割当」といいます。）により第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下、「本新株予約権付社債」といいます。）、第5回新株予約権及び第6回新株予約権（以下、総称して「本新株予約権」といいます。）の発行を行うことに関して、2026年6月5日に払込金額の総額の払込が完了したことを確認いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本第三者割当の発行に関する詳細については、2026年5月20日公表の「新株予約権付社債発行プログラム設定契約の締結、並びに当該プログラムに基づく第三者割当による転換価額修正条項付新株予約権付社債の発行及び第三者割当による新株予約権の発行に関するお知らせ」、2026年5月21日公表の「（訂正）新株予約権付社債発行プログラム設定契約の締結、並びに当該プログラムに基づく第三者割当による転換価額修正条項付新株予約権付社債の発行及び第三者割当による新株予約権の発行に関するお知らせ」及び2026年5月27日公表の「（再訂正）「新株予約権付社債発行プログラム設定契約の締結、並びに当該プログラムに基づく第三者割当による転換価額修正条項付新株予約権付社債の発行及び第三者割当による新株予約権の発行に関するお知らせ」の一部訂正について」をご参照ください。

記

1. 本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行の概要

(1) 本新株予約権付社債

①第1回新株予約権付社債

(1) 払込期日	2026年6月5日
(2) 新株予約権の総数	20個
(3) 各社債及び新株予約権の発行価額	社債：総額180,000,000円（各社債の金額100円につき金90円とします。） 本新株予約権付社債に係る新株予約権については、当該新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しません。
(4) 社債の償還金額	各社債の額面金額100円につき金100円
(5) 当該発行による潜在株式数	864,680株
(6) 資金調達額	総額 金180,000,000円
(7) 転換価額	231.3円 本新株予約権付社債の転換価額は、2026年12月7日（以下「修正日」という。）において、当該修正日の直前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の

	<p>普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値。以下「修正日価額」という。）が、当該修正日に有効な転換価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該修正日以降、修正日価額に修正される。但し、修正日価額が下限転換価額を下回ることとなる場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とする。下限転換価額は206円とする。</p>
(8) 募集又は割当方法 (割当先)	<p>第三者割当の方法による</p> <p>LCA0 648,510株 MAP246 86,468株 BEMAP 129,702株</p>
(9) 転換期間	2026年6月8日から2028年6月5日まで
(10) 利率及び償還期日	<p>本社債に利息は付しません。</p> <p>償還期日：2028年6月5日</p>
(11) その他	<p>当社は、割当先との間で、第1回新株予約権付社債に関し、次の内容の譲渡制限を含む、新株予約権付社債発行プログラム設定契約を締結しています。</p> <p>① 譲渡制限第1回新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。</p> <p>また、当社は、金融商品取引法に基づく第1回新株予約権付社債の募集に係る届出の効力発生後に、割当先との間で、第1回新株予約権付社債に係る総数引受契約を締結しています。</p>

(2) 本新株予約権

① 第5回新株予約権

(1) 割当日	2026年6月5日
(2) 新株予約権の総数	33,000個（1個につき100株）
(3) 発行価額	<p>総額4,059,000円</p> <p>（新株予約権1個につき金123円）</p>
(4) 当該発行による潜在株式数	3,300,000株
(5) 資金調達額	<p>852,159,000円</p> <p>（内訳）</p> <p>本新株予約権発行分 4,059,000円 本新株予約権行使分 848,100,000円</p> <p>本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、資金調達の額は減少します。</p>
(6) 行使価額	1株につき257円
(7) 募集又は割当方法 (割当先)	<p>第三者割当の方法により、次の者に割り当てます。</p> <p>LCA0 24,420個 MAP246 2,640個 BEMAP 5,940個</p>
(8) 権利行使期間	2026年6月8日から2029年6月5日までとする。
(9) その他	<p>新株予約権引受契約において、以下の内容が定められています。</p> <p>① 第5回新株予約権の買戻</p> <p>当社は、本新株予約権の発行要項に従い、第5回新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する全ての第5回新株予約権を、割当先から買い取ることができません。この場合、割当先は、当社の口座にかかる買取りによる当該第5回新株予約権の移転に係る記録が買取日に</p>

	<p>なされるように、振替法及び振替関連諸規則に従い、かかる記録のために割当先がとるべき手続を行います。</p> <p>② 行使停止 当社は、いつでも、第5回新株予約権の全部又は一部の行使を停止することができ、また、当社は、行使の停止の効力発生日以降、いつでも、割当先に対して、第5回新株予約権の全部又は一部の行使の再開を許可することができます。当社は、株価動向を見極めながら第5回新株予約権の行使の停止又は再開を行うことがあり、行使の停止又は行使の再開がなされる都度、東京証券取引所を通じてその旨の適時開示をする予定です。</p> <p>③ 譲渡制限 第5回新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。</p> <p>④ 行使コミットメント 割当先は、東京証券取引所における当社普通株式の終値が20取引日連続して309円を超えた場合、当該20連続取引日の末日以降、20計算対象日以内に、保有する第5回新株予約権13,000個（1,300,000株相当）を行使するものとします。</p> <p>また、東京証券取引所における当社普通株式の終値が20取引日連続して386円を超えた場合、当該20連続取引日の末日以降、20計算対象日以内に、保有する第5回新株予約権の全てを行使するものとします。</p> <p>ただし、当社による第5回新株予約権の取得日が到来した場合、又は当社普通株式の終値が行使価額を下回る場合、売買出来高が10,000株以下となる場合、株価が一定割合以上下落した場合、法令等に抵触する可能性がある場合、災害・売買停止等により行使又は取得株式の売却が実務上困難となる場合、その他引受契約に定める一定の場合には、割当先は当該行使義務を免れるものとします。</p> <p>⑤ 優先的交渉権 当社は、一定期間中、割当先以外の第三者に対して株式等を発行又は処分しようとする場合、一定の例外を除き、当該第三者との間で合意する前に、割当先に対して当該株式等の内容及び条件を通知し、割当先に引受意向の有無を確認するものとします。</p>
--	---

②第6回新株予約権

(1) 割当日	2026年6月5日
(2) 新株予約権の総数	36,000個（1個につき100株）
(3) 発行価額	総額4,716,000円 （新株予約権1個につき金131円）
(4) 当該発行による潜在株式数	3,600,000株
(5) 資金調達額	929,916,000円 （内訳） 本新株予約権発行分 4,716,000円 本新株予約権行使分 925,200,000円 本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、資金調達の額は減少します。
(6) 行使価額	1株につき257円

<p>(7) 募集又は割当方法 (割当先)</p>	<p>第三者割当の方法により、次の者に割り当てます。</p> <table border="0"> <tr> <td>Seacastle</td> <td>23,436 個</td> </tr> <tr> <td>Showcase Capital</td> <td>4,536 個</td> </tr> <tr> <td>Universal Digital</td> <td>6,660 個</td> </tr> <tr> <td>Soul Ventures</td> <td>1,368 個</td> </tr> </table>	Seacastle	23,436 個	Showcase Capital	4,536 個	Universal Digital	6,660 個	Soul Ventures	1,368 個
Seacastle	23,436 個								
Showcase Capital	4,536 個								
Universal Digital	6,660 個								
Soul Ventures	1,368 個								
<p>(8) 権利行使期間</p>	<p>2026年6月8日から2029年6月5日までとする。</p>								
<p>(9) その他</p>	<p>当社は、第6回新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合には、第6回新株予約権の割当日の翌日以降いつでも、取得日の14営業日前までに第6回新株予約権者に通知することにより、取得日において、第6回新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する第6回新株予約権の全部又は一部を取得することができます。</p> <p>また、第6回新株予約権の行使期間の末日において第6回新株予約権が残存している場合には、当社は、当該末日に残存する第6回新株予約権の全てを、第6回新株予約権1個当たりその払込金額と同額で取得するものとします。</p> <p>なお、第6回新株予約権の譲渡については、割当先との間で締結する割当契約において、当社取締役会の承認を要する旨を定めております。</p>								

以上